

滞在先(雲南市以外)での不在者投票の方法

仕事などで雲南市外にいて、投票日当日に投票所で投票できない、あるいは期日前投票ができない人は、滞在先の選挙管理委員会（市区役所・町村役場）で不在者投票をすることができます。

🌀 **不在者投票用紙を請求する前に、次のことをご確認ください。**

- 投票用紙は滞在先の住所に郵送（速達・簡易書留）でお送りします。受取りには署名（または押印）が必要となります。確実な受取りをお願いいたします。
- 不在者投票は、滞在先の選挙管理委員会（市区役所・町村役場）へお出かけいただき、投票しなければなりません。自宅などで記入されると無効票になります。
- 不在者投票ができる期間が短いのでご注意ください。

不在者投票のできる期間	
通常の場合	1月14日（火）～1月17日（金） 8:30～17:15
滞在先の市町村で選挙が行われている場合	1月13日（月）～1月18日（土） （時間は、滞在先の選挙管理委員会（市区役所・町村役場）にご確認ください。）

※1月19日（日）の投票所閉鎖時刻までに不在者投票が届かない場合、せっかくの投票が無効になりますので、投票用紙の郵送にかかる時間をご考慮の上、早めに投票にお出かけください。

🌀 **以上のことをふまえ、下記の方法で投票用紙の請求及び投票をしてください。**

① 「不在者投票用紙等交付請求書」を、雲南市選挙管理委員会へ提出します。

- * 提出は、郵送またはご持参ください。（FAX・メールでの提出はできません）
- * 請求書の様式は雲南市ホームページのほか、最寄の市区町村選挙管理委員会でも入手できます。（告示日前でも請求可能）

② 郵送で投票用紙などが届きます。

- * 請求書にご記入いただいた「現住所（投票用紙の送付先）」に、投票用紙等が郵便（速達・簡易書留）で届きます。

③ ただちに滞在先の選挙管理委員会(市区役所・町村役場)に連絡してください。

- * 不在者投票をする旨を滞在先の選挙管理委員会（市区役所・町村役場）に連絡し、不在者投票ができる場所と時間を確認してください。

④ ③で指定された場所に出掛けて、投票を行います。

- * 必ず指定された場所で、係員の指示に従って投票を行ってください。
- * 投票済みの投票用紙等は、滞在先の選挙管理委員会が雲南市選挙管理委員会へ郵送します。

詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ・請求書の送付先】 〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521-1
雲南市選挙管理委員会事務局
TEL (0854) 40-1090（直通）

